

閲覧の申出をする場合の必要書類

閲覧できる場合	必要書類		申請できる者 (申出者) 閲覧させることができる者 閲覧者	申出者・閲覧者以外の者の 閲覧事項の取扱いにつ いて
	閲覧申出書	添付書類		
登録の有無の確認 特定の者が選挙人名簿に登録された者であるかどうか確認するために閲覧する場合	1. 選挙人名簿抄本 閲覧申出書(登録の確認)		選挙人 閲覧の申出をした選挙人	
政治活動 (選挙運動を含む) 政治活動・選挙運動を行うために閲覧する場合	2. 選挙人名簿抄本 閲覧申出書(政治活動)	次のいずれかを添付(公職にあるものは除く) (1) 団体等による候補者選考会又は推薦会における推薦決定を示すもの (2) 政党等による公認決定を示すもの (3) 公職の候補者となるようとしていることを示すもの(ポスター、看板証票の写し、供託証明書の写し、新聞報道資料など)	公職の候補者になる者(公職にある者を含む) 閲覧の申出をした公職の候補者等又は当該公職の候補者等が指定する者	利用目的を達成するために、申出者・閲覧者の以外の者に閲覧事項を取り扱わせることができる。 (申出が必要) 4. 候補者閲覧事項取扱者に関する申出書
		(1)及び(2)を添付 (1)当該申出者に係る政治資金規正法第6条第1項の規定による政治団体の届出書の写し (2)次のいずれかの書類 ・政治資金規正法第12条の規定による収支報告書の写し ・規正法第9条の規定による会計帳簿の写し ・定期的に発行している機関紙 ・予算書・事業計画書の写し 現在公職にある者が所属する政党等が申出者の場合には2の資料は省略することができる	政党その他の政治団体 閲覧の申出をした政党その他の政治団体の役職員又は構成員で、当該政党その他の政治団体が指定する者	閲覧者、当該政党又は政治団体の役職員又は構成員に属する者のうち申出者が指定する者以外の者に閲覧事項を取り扱わせることはできないが、法人であれば取り扱わせることができる。 (申出が必要) 5. 承認法人に関する申出書
調査研究 (統計調査・世論調査・学術研究その他の調査研究) 公益性が高いと認められるもののうち政治・選挙に関するものを実施するために閲覧する場合	3. 選挙人名簿抄本 閲覧申出書(調査研究)	調査研究の概要及び実施体制を示す、調査企画書(調査目的、調査方法、調査対象者、調査項目、調査開始から調査結果(公表)に至るまでのスケジュールが示されたもの等)に類するものを添付	国又は地方公共団体の機関 申出をした国等の機関の職員で、当該国等の機関が指定する者	
			法人 申出をした法人の役職員又は構成員で当該法人が指定するもの	閲覧者又は当該法人の役職員又は構成員に属する者のうち申出者が指定する以外の者に閲覧事項を取り扱わせることはできない。
			個人 申出をした個人又はその指定する者	利用目的を達成するために申出者及び閲覧者以外の者に閲覧事項を取り扱わせることができる。 6. 個人閲覧事項取扱者に関する申出書

様式はホームページからダウンロードできます。